

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 県における組織・体制の整備

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各室部局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1 県の各室部局における平素の業務 (法第41条)

県の各室部局は、国民保護措置<sup>※</sup>を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。

##### 2 県職員の参集基準等 (法第41条)

###### (1) 職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害<sup>※</sup>が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等<sup>※</sup>に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

###### (2) 24時間即応体制の確立

県は、武力攻撃<sup>※</sup>等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、職員の当直により、夜間・休日も含め24時間即応可能な体制を確保する。

###### (3) 県の体制及び職員の参集基準等

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

県警察においても、警察本部及び警察署の初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

##### 【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当課体制	防災・危機管理課職員及び消防課職員は各2～3名程度、関係課職員は必要人数
②危機管理連絡会議体制	防災・危機管理課及び消防課は全員、関係課は非常参集職員
③県緊急事態連絡室体制	原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
④県国民保護対策本部体制	全ての県職員が本庁又は出先機関等に参集

## 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定※前	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	県の全部局での対応が必要な場合		②又は③
事態認定後	県国民保護対策本部設置の通知がない場合	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		県の全部局での対応が必要な場合	③
	県国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		④

※どの体制を整えるかの判断は、知事が行うものとする。

## (4) 職員への連絡手段の確保等

県は、幹部職員、各部局の要員、防災・危機管理課及び消防課職員に、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行させ、電話・メールによる連絡手段を確保するとともに、必要に応じ、「富山県総合防災情報システム」により関係職員に一斉連絡する。

## (5) 職員の参集が困難な場合の対応

県は、幹部職員、防災・危機管理課及び消防課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

職員が県庁舎へ登庁困難な場合の対応は、地域防災計画※に準ずる。

なお、県対策本部長、県対策副本部長及び県対策本部員の代替職員については、本部長が別に定めるものとする。

## (6) 職員の服務基準

県は、(3)①～④の体制ごとに、参集した職員が行うべき所掌事務を別に定める。

## (7) 交代要員の確保等

県は、防災に関する体制を活用しつつ、富山県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ① 交代要員の確保
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保 等

**3 国民の権利利益の救済に係る手続等** (法第6条)**(1) 国民の権利利益の迅速な救済**

県は、武力攻撃事態等<sup>※</sup>が認定された場合には、国民保護措置<sup>※</sup>の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

**【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】**

		担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	厚生企画課 医務課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	厚生企画課
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	厚生企画課
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)	関係各課
	車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)	警察本部
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1・2項)	医務課
損害補償 (法第160条)	住民の避難誘導に必要な援助についての協力要請によるもの (法第70条第1・3項)	防災・危機管理課
	被災者の救援に必要な援助についての協力要請によるもの (法第80条第1項)	厚生企画課
	消火、負傷者の搬送又は被災者の救助などの援助についての協力要請によるもの (法第115条第1項)	防災・危機管理課
	保健衛生の確保の援助についての協力要請によるもの (法第123条第1項)	医務課
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1・2項)	医務課
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		文書学術課
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		文書学術課

## (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、富山県文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害<sup>※</sup>による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等<sup>※</sup>が継続している場合及び国民保護措置<sup>※</sup>に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

### 4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等（法第41条）

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

指定地方公共機関<sup>※</sup>は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するにあたり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 関係機関の連絡先等の把握

県は、平素から、関係機関の連絡先担当者等の把握に努める。

#### (2) 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等<sup>※</sup>への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (3) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町村、関係指定公共機関<sup>※</sup>及び指定地方公共機関<sup>※</sup>の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画<sup>※</sup>及び国民保護業務計画<sup>※</sup>との整合性の確保を図る。

#### (4) 関係機関相互の意思疎通

県は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

### 2 国の機関との連携

#### (1) 指定行政機関等との連携（法第3条、第11条）

県は、国民保護措置<sup>※</sup>の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関<sup>※</sup>と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画<sup>※</sup>の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

#### (2) 防衛省・自衛隊との連携（法第3条、第15条）

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

#### (3) 指定地方行政機関との連携（法第3条、第11条）

県は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関<sup>※</sup>との連携を図る。

### 3 他の都道府県との連携

#### (1) 広域応援体制の整備（法第12条、第147条）

県は、大規模な武力攻撃災害<sup>※</sup>が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

#### (2) 相互応援協定の締結等（法第12条、第147条）

県は、県境を越える避難やNBC攻撃<sup>※</sup>による災害への対処などの武力攻撃事態等<sup>※</sup>において、災害時等にかかる相互応援協定に基づき、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。

#### (3) 警察災害派遣隊の充実・強化（法第12条）

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

#### (4) 近接する都道府県の間での情報共有（法第12条）

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路<sup>※</sup>、運送手段等に関し、近接する石川県、福井県、新潟県、岐阜県及び長野県との間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあっては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、厚生センター、富山県衛生研究所等の機関は、上記の近接する県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (5) 他の都道府県に対する事務の委託（法第13条）

県は、隣接県に対し、国民保護措置<sup>※</sup>の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要な準備を行う。

### 4 市町村との連携

#### (1) 市町村の連絡先の把握等（法第3条）

県は、区域内の市町村との緊密な連携を図る。

なお、市町村の連絡先は、資料編（13-1 関係機関の連絡先一覧）に掲げるとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

この場合において、特に、避難の指示と避難実施要領<sup>※</sup>の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県と市町村との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

**(2) 市町村の行うべき事務の代行**（法第14条）

県は、武力攻撃災害<sup>※</sup>の発生により市町村が事務を行うことができなくなったときに、市町村長の行うべき国民保護措置<sup>※</sup>の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ調整を図る。

**(3) 市町村国民保護計画の協議**（法第35条）

県は、市町村国民保護計画<sup>※</sup>の協議を通じて、県が行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

**(4) 市町村間の連携の確保**（法第3条）

県は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

**(5) 消防機関の応援態勢の整備**

県は、区域内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県の区域内の消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について、把握する。

資料編（3-1「消防体制等の概況」、3-2「消防本部、署所及び消防団の現況」、3-3「救助活動のための機械器具等の保有状況」3-4「NBC対応資機材保有状況」）

**(6) 消防団の充実・活性化の推進**

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町村と連携し、住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

**5 指定公共機関等との連携****(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等**（法第3条）

県は、区域内の指定公共機関<sup>※</sup>等との緊密な連携を図る。

なお、指定公共機関等の連絡先は、資料編（13-1「関係機関の連絡先一覧」）に掲げるとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

**(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告**（法第36条第4項）

知事は、指定地方公共機関<sup>※</sup>から報告を受けた国民保護業務計画<sup>※</sup>について、必要な助言を行う。

## (3) 関係機関との協定の締結等（法第147条）

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

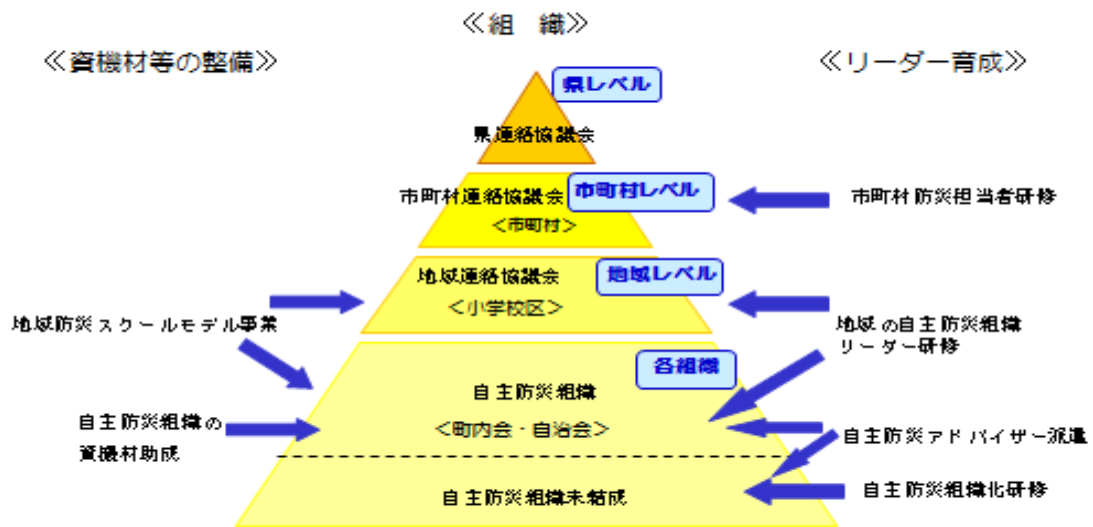
また、県は、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

**6 自主防災組織等に対する支援**（法第4条）

## (1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織<sup>※</sup>の中核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、小学校区単位、市町村単位及び県単位の連絡協議会を設置するなど、自主防災組織相互間の連携が図られるよう配慮する。また、自主防災組織の資機材の整備に対し支援し、自主防災組織が自発的に行う訓練を促進する。

資料編（3-5「自主防災組織の現況」）

**【富山県自主防災組織階層図及び支援策】**

## (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等<sup>※</sup>においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

資料編（3-6「婦人防火クラブの現況」）



### 第3 通信の確保

県は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

#### (1) 非常通信体制の整備

県は、国民保護措置<sup>※</sup>の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進するものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係県、関係省庁及び電気通信事業者等で構成された北陸地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

資料編（4-1「北陸地方非常通信協議会名簿」、4-2「富山県防災行政無線整備状況」）

#### (2) 非常通信体制の確保にあたっての留意事項

県は、武力攻撃災害<sup>※</sup>発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルート複数化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保にあたっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

#### 施設・設備面

- ①非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の充実に努める。
- ②武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の複数ルート化、衛星携帯電話<sup>※</sup>の整備等）に努める。
- ③市町村防災行政無線<sup>※</sup>の整備を促進するなど、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ④情報収集・連絡を迅速に行うため、被災現場の状況を消防防災ヘリコプター「とやま」に搭載するカメラにより収集し、県対策本部等に電波で伝送する、ヘリコプターテレビ電送システム<sup>※</sup>の運用体制を整える。
- ⑤武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

## 運用面

- ①夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制を整備する。
- ②武力攻撃災害\*による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施に努める。
- ③通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- ④無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等\*非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線\*、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ⑤電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。
- ⑥担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制を構築する。
- ⑦国民に情報を提供するにあたっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備に努める。

### (3) 県警察における通信の確保

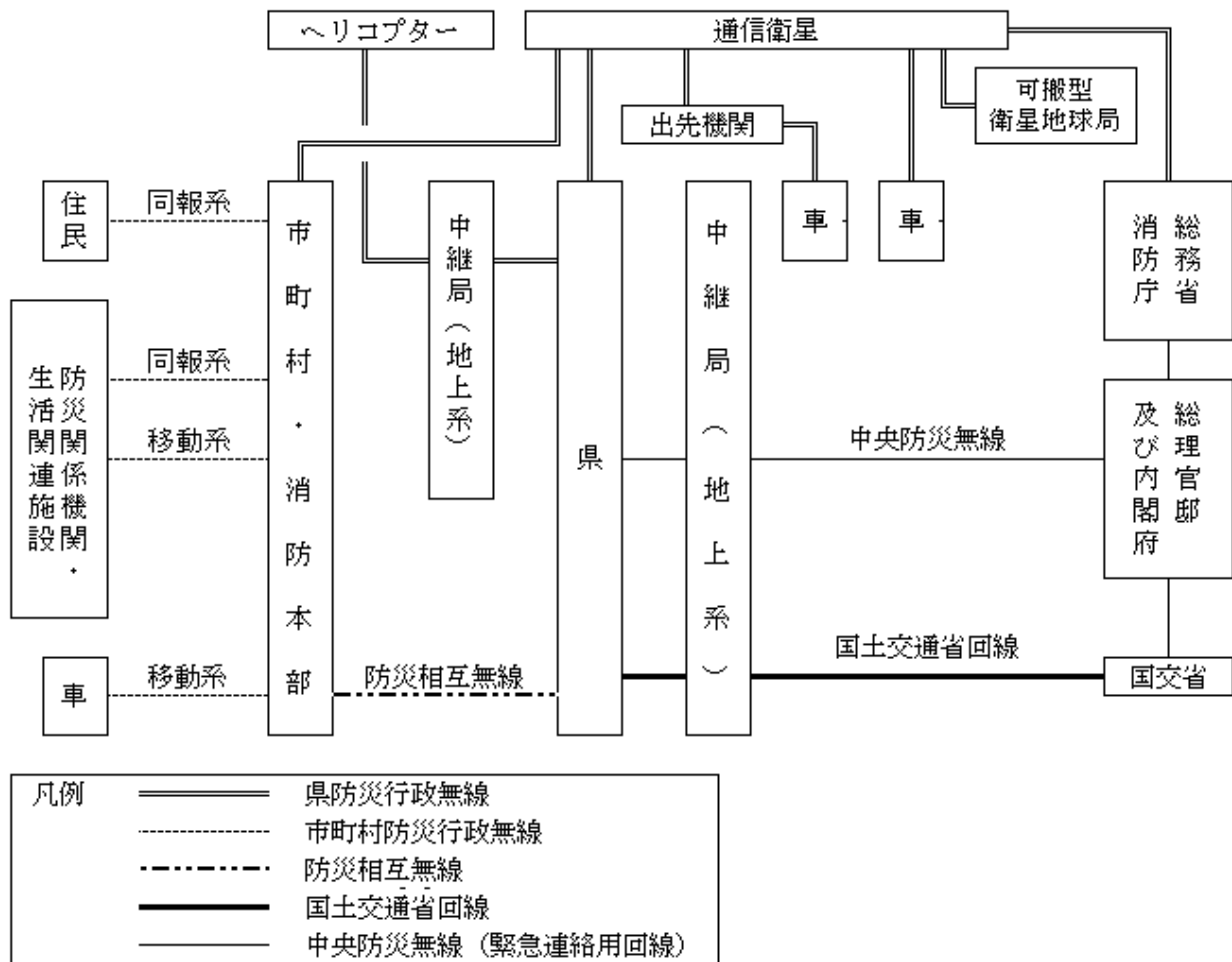
県警察は、中部管区警察局等、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

### (4) 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線等の多様な情報伝達手段の整備に努めるものとする。既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることとし、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

資料編（4-3「市町村防災行政無線施設設置状況」、4-4「同報系の市町村防災行政無線の人口カバー率」）

【無線通信ネットワーク図】



## 第4 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

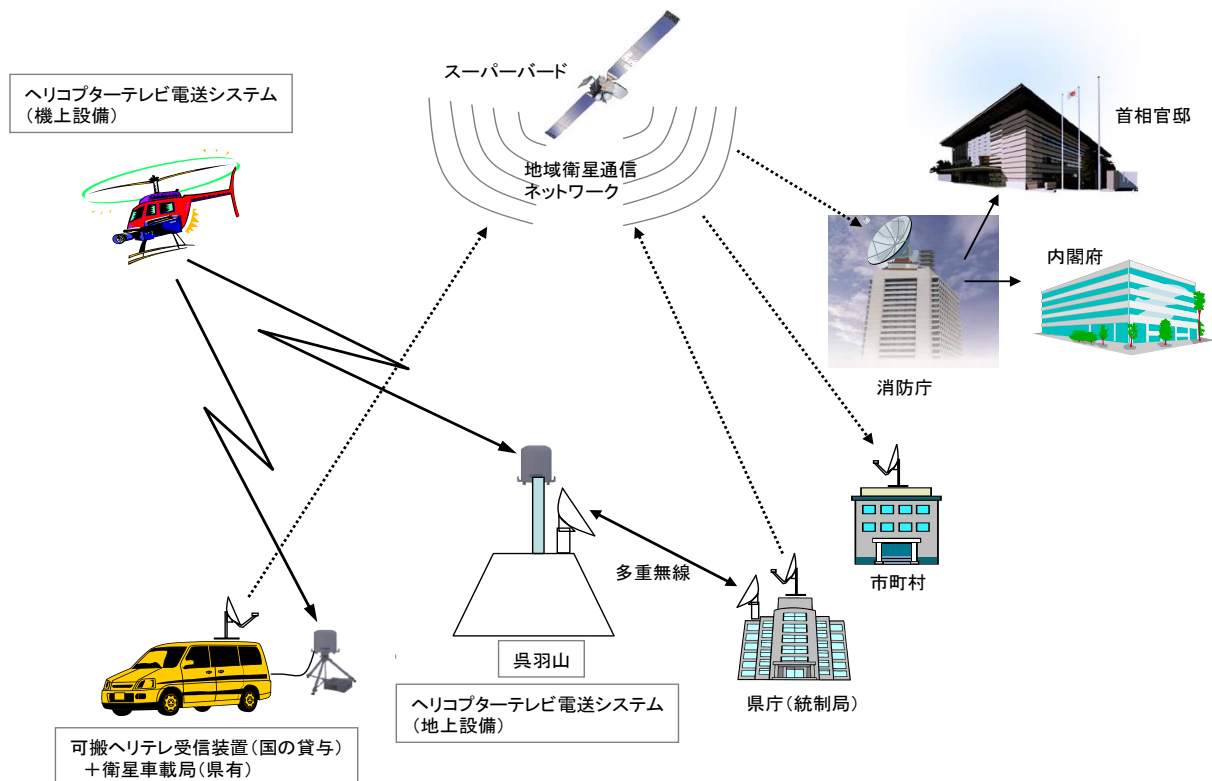
### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備（法第8条）

県は、武力攻撃<sup>※</sup>等の状況、国民保護措置<sup>※</sup>の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

このため、富山県総合防災情報システム<sup>※</sup>やヘリコプターテレビ電送システム<sup>※</sup>等を活用して、迅速な情報収集・連絡を行う。

### 【富山県消防防災ヘリコプターテレビ電送システム】



#### (2) 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や武力攻撃災害<sup>※</sup>により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

**(3) 関係機関における情報の共有**

県は、国民保護措置<sup>※</sup>の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、富山県総合防災情報システム<sup>※</sup>等を活用し、情報セキュリティー等に留意しながら情報の共有に努める。

**(4) 県警察における体制の整備**

県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

**2 警報等の通知に必要な準備****(1) 警報等の通知先となる関係機関（法第46条）**

国の対策本部長<sup>※</sup>が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関<sup>※</sup>等の関係機関の連絡先、連絡方法等は、資料編（13-1「関係機関の連絡先一覧」）に掲げるとおりである。

**(2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備（法第48条）**

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、市町村との役割分担も考慮して定める。

資料編（5-1「大規模集客施設・観光施設等の概要」、5-2「大規模小売店舗の概要」）

**(3) 市町村に対する支援**

県は、市町村が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行い、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。

資料編（5-3「外国人登録者数」）

**3 市町村における警報の伝達に必要な準備（法第9条、第47条）**

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。なお、伝達にあたっては、「富山県災害時要援護者支援ガイドライン<sup>※</sup>」に基づき、ファクシミリや携帯電話のメール機能を活用する。

また、市町村は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画<sup>※</sup>に定めておくものとする。

**4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備** (法第94条)**(1) 安否情報の種類及び報告様式**

県が収集する避難住民及び武力攻撃災害<sup>※</sup>により死亡し又は負傷した住民の安否情報の内容は以下に示す「収集・報告すべき情報」のとおりである。また、県が総務大臣（消防庁）に安否情報を報告する様式は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書である。→様式は資料編（14-1「安否情報報告書様式」）

**【収集・報告すべき情報】**

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 避難住民（負傷した住民も同様）   |
| ① | 氏名  |
| ② | フリガナ  |
| ③ | 出生の年月日  |
| ④ | 男女の別  |
| ⑤ | 住所  |
| ⑥ | 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）  |
| ⑦ | ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） |
| ⑧ | 負傷（疾病）の該当   |
| ⑨ | 負傷又は疾病の状況   |
| ⑩ | 現在の居所   |
| ⑪ | ⑨及び⑩のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報  |
| ⑫ | 親族・同居者への回答についての同意の有無  |
| ⑬ | 知人への回答についての同意の有無  |
| ⑭ | 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意の有無   |
| 2 | 死亡した住民<br>（上記①～⑦に加えて）   |
| ⑮ | 死亡の日時、場所及び状況  |
| ⑯ | 遺体が安置されている場所  |
| ⑰ | 親族・同居者・知人以外の者への回答についての同意の有無（回答は、原則配偶者又は直近の直系親族）                             |

**(2) 安否情報収集のための体制整備**

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

**(3) 安否情報の収集のための準備**

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設<sup>※</sup>の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第2条に定める安否情報報告書様式第3号の周知徹底を図る。

**5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備** (法第94条)**(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備**

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

**(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握**

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

**6 被災情報の収集・報告に必要な準備****(1) 情報収集・連絡体制の整備** (第126条、第127条)

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

**(2) 被災情報収集のための準備** (法第127条)

県は、市町村に対し、被災情報の報告を所定の様式により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関<sup>※</sup>に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。

→様式は資料編(14-5「被災情報報告書様式」)

**7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備** (第126条、第127条)

市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

## 第5 研修及び訓練

県は、県職員等に対する研修を実施するとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 国の研修機関における研修の活用

県は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、自治大学校や消防大学校等国の研修機関の研修課程やインターネットを通じて学習できる「e-カレッジ」等を有効に活用し、県職員の研修機会の確保に努める。

#### (2) 県の研修機関における研修の活用

県は、職員研修所、消防学校等において、県職員や消防職員の研修機会を確保する。また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織<sup>※</sup>リーダーに対して国民保護に関する研修等の実施に努める。

#### (3) 外部有識者等による研修

県は、県職員等の研修の実施にあたっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的な活用を努める。

### 2 訓練 (法第42条)

#### (1) 県における訓練の実施

県は、区域内の市町村や、国、他の都道府県等関係機関と共同するなど、国民保護措置<sup>※</sup>についての訓練を実施し、武力攻撃事態等<sup>※</sup>における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、地域の特性を考慮しつつ具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。



- ① 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練
- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ③ 避難訓練及び救援訓練

### (3) 訓練にあたっての留意事項

- ① 国民保護措置<sup>\*</sup>と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難や救援等にあたり、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、チェックリストによる客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画<sup>\*</sup>の見直し作業等に反映する。
- ④ 住民や自主防災組織<sup>\*</sup>に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民等の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 県は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。

### (4) 市町村との連携

市町村は、市町村国民保護計画<sup>\*</sup>に定めるところにより、国民保護措置についての訓練を、それぞれ又は県と共同して実施するよう努めるものとする。

## 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 避難に関する基本的事項（法第54条）

#### (1) 基礎的資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設<sup>※</sup>のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

#### 【県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- ・ 県の地図
- ・ 区域内の人口分布
- ・ 区域内の道路網のリスト
- ・ 輸送力のリスト
- ・ 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
- ・ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・ 生活関連等施設等のリスト
- ・ 関係機関（国、市町村、民間事業者等）の連絡先一覧、協定 など

→資料編（5．避難に関する資料、6．運送に関する資料）

#### (2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援（法第61条、法第3条）

市町村が避難実施要領<sup>※</sup>のパターンを作成するにあたっては、県は、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、必要な助言を行う。この場合において、県警察も避難経路<sup>※</sup>の選定等について必要な助言を行う。

### 2 救援に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の準備（法第75条）

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設<sup>※</sup>、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

#### 【県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- ・ 避難所（長期避難住宅を含む）及び応急仮設住宅として活用できる土地、建物等のリスト
- ・ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・ 関係医療機関のデータベース
- ・ 救護班のデータベース
- ・ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ・ 火葬場等のデータベース

→資料編（7．救援に関する資料、8．医療等に関する資料）

**(2) 電気通信事業者との協議**（法第78条）

県は、避難住民等<sup>※</sup>に対する通信手段の確保にあたって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、あらかじめ電気通信事業者と協議を行う。

**(3) 医療の要請方法等**（法第85条）

県は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃<sup>※</sup>に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

**(4) 市町村との調整**（法第76条）

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

**3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等**（法第71条、第79条）

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関<sup>※</sup>等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資<sup>※</sup>の運送を円滑かつ迅速に実施する体制を整備するよう努める。

**(1) 運送事業者の輸送力の把握**

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関<sup>※</sup>が作成する国民保護業務計画<sup>※</sup>の内容の確認や運送事業者や北陸信越運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

→資料編（6. 運送に関する資料）

**(2) 輸送施設に関する情報の把握**

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、北陸信越運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

→資料編（2-7「県内の道路網のリスト」、2-8「道路整備状況」、2-9「鉄道施設の現況」、2-10「空港施設の現況」、2-11「港湾施設の現況」）

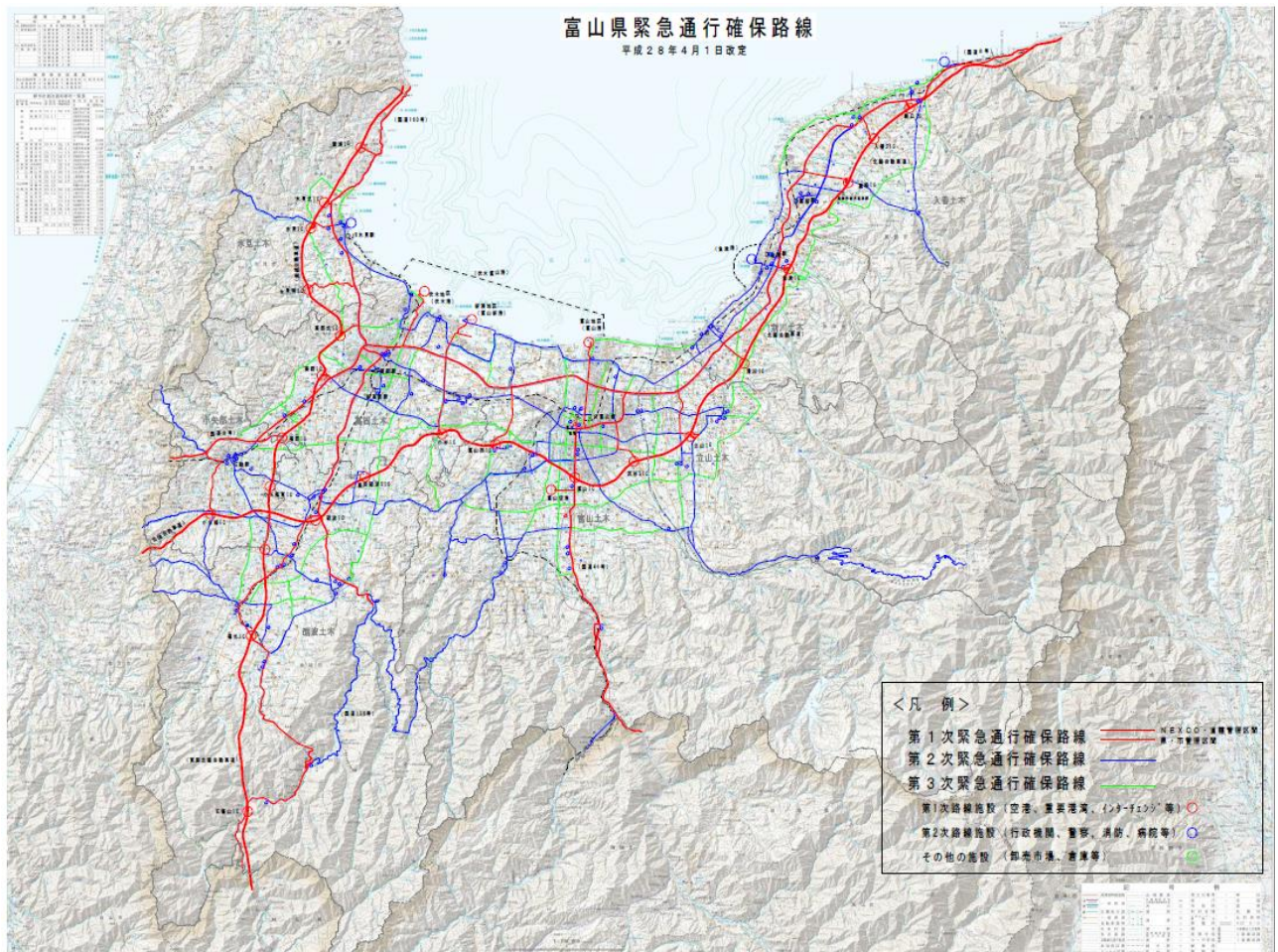
**(3) 運送経路の把握等**

県は、武力攻撃事態等<sup>※</sup>における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

## 4 避難・救援のための道路機能の確保

県は、武力攻撃事態等<sup>※</sup>において、円滑かつ確実な避難や救援を実施できるよう、複数の避難・救援ルート事前に把握するとともに、当該道路における落石等の防止、堆雪帯の整備、雪崩等による交通遮断を防止するためのスノーシェッド等の雪崩対策施設等の整備などを計画的に進める。

### 【緊急通行確保路線図】



## 5 交通の確保に関する体制等の整備 (法第155条)

### (1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等<sup>※</sup>による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

### (2) 交通管理体制の整備

県警察は、武力攻撃事態等<sup>※</sup>における広域交通管理体制の整備を図る。

### (3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

#### (4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

### 6 避難施設の指定

#### (1) 避難施設の指定の考え方（法第148条）

県は、市町村で指定している防災のための避難場所を参考に、市町村と連携しつつ、避難施設<sup>※</sup>の指定を行う。

資料編（5-5「避難施設の概要」）

#### (2) 避難施設の指定にあたっての留意事項

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街等の地下施設を指定するよう配慮する。
- ③ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 危険物質等<sup>※</sup>の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等<sup>※</sup>の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

#### (3) 避難施設の指定手続（法第148条）

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。



**(4) 避難施設の廃止、用途変更等**（法第149条）

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知する。

**(5) 避難施設データベースの共有化**

県は、避難施設<sup>※</sup>の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告する。

**(6) 市町村及び住民に対する情報提供**

県は、市町村による避難実施要領<sup>※</sup>の策定及び避難誘導等を支援するため、富山県総合防災情報システム<sup>※</sup>により避難施設データベースの情報を市町村に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町村、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

**7 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え****(1) 避難実施要領のパターンの作成**（法第61条）

市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等（以下「避難行動要支援者」という。）の避難方法等について配慮する。

**(2) 輸送体制の整備等**（法第61条）

市町村は、武力攻撃事態等<sup>※</sup>における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資<sup>※</sup>の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握する。

**(3) 市町村長が実施する救援**（法第76条）

市町村は、知事との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

## 第3章 生活関連等施設の把握等

### 第1 生活関連等施設の把握等（法第102条）

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の把握

##### (1) 生活関連等施設の把握

県は、県内に所在する生活関連等施設<sup>※</sup>について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。

- ① 施設の種類
- ② 名称
- ③ 所在地
- ④ 管理者名
- ⑤ 連絡先
- ⑥ 危険物質等<sup>※</sup>の内容物
- ⑦ 施設の規模

#### 【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質 <sup>※</sup> （汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会

8号	毒劇物（医薬品医療機器等法）	厚生労働省、農林水産省
9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
11号	毒性物質	経済産業省

資料編（5-6「生活関連等施設の概要」）

## (2) 関係機関に対する情報提供

県は、県警察、伏木海上保安部、消防機関等に対し生活関連等施設<sup>\*</sup>に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

## 2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

### (1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

県は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察、伏木海上保安部、消防機関等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、県は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

### (2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

### (3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、各種のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等<sup>\*</sup>における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

### (4) 管理者に対する助言

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

## 3 市町村における平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。



## 第2 県及び市町村が管理する公共施設等における警戒

県及び市町村が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、以下のとおり、予防対策について定める。

県及び市町村は、その管理に係る公共施設等について、平素から施設の状況の確認、安全確保対策等を行うなど適切に維持管理するとともに、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設<sup>\*</sup>の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図るものとする。

テロ等の発生に備えた警戒等の予防対策としては、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発などのほか、施設の種別等に応じた予防対策を講ずる。

## 第4章 物資及び資材の備蓄、整備

県が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための備蓄との関係（法第142条、第145条、第146条）

住民の避難や避難住民等<sup>※</sup>の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として国民保護措置<sup>※</sup>のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等<sup>※</sup>において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 国との連携（法第144条）

県は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。

### 2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

#### (1) 防災のための備蓄との関係（法第146条）

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施にあたり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画<sup>※</sup>で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備する。

資料編（7-1「県、市町村の備蓄物品及び備蓄場所」）

#### (2) 救援に必要な物資等の確保のための調達体制の整備

県は、救援等のための生活関連物資を確保するため、流通備蓄<sup>※</sup>を推進し、調達先とあらかじめ協定を締結しておく。

#### (3) 国民保護措置の実施のために特に必要な物資及び資材（法第147条）

NBC攻撃<sup>※</sup>による災害への対応など国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服<sup>※</sup>や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤<sup>※</sup>や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

**(4) 国、市町村その他関係機関との連携**（法第147条）

県は、国民保護措置<sup>※</sup>に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、国、市町村その他関係機関と連携する。

**【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】**

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 など

**【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】**

安定ヨウ素剤<sup>※</sup>、天然痘ワクチン、化学防護服<sup>※</sup>、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染<sup>※</sup>器具 など

**3 県が管理する施設、設備の整備及び点検等****(1) 施設及び設備の整備及び点検**

県は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設、設備について、整備し、又は点検する。

**(2) ライフライン施設の代替性の確保**

県は、その管理する上下水道、工業用水道、電気のライフライン施設について、自然災害に対する予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

**(3) 復旧のための各種資料等の整備等**

県は、武力攻撃災害<sup>※</sup>による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

**4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備**

（法第142条、第145条）

市町村及び指定地方公共機関<sup>※</sup>は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

## 第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発（法第43条）

#### (1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体やテレビ・ラジオ（県の広報番組）、新聞広告（県の広報）などにより、国民保護措置<sup>※</sup>の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど配慮する。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

県は、地域防災力向上のための啓発とも連携し、地域住民にとって身近な消防団及び自主防災組織<sup>※</sup>等の特性も活かしながら、地域住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 個人備蓄の啓発

県は、災害時に必要不可欠な最低限の飲料水、非常食及び生活必需品について、日頃から個人で備蓄しておくよう、住民への啓発に努める。

### 3 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発（法第43条、第98条）

#### (1) 住民が取るべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害<sup>※</sup>の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知に努める。

また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料等を活用し、

全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動等について平素から周知に努めるものとする。

## (2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等<sup>※</sup>において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

## 4 国民の協力に関する啓発（法第4条）

県は、住民に対し、住民の避難に関する訓練への参加、避難住民の誘導の援助への協力、避難住民等<sup>※</sup>の救援の援助への協力、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の援助への協力、保健衛生の確保の援助への協力について啓発を行う。

## 5 市町村における国民保護に関する啓発（法第43条）

市町村は、県が実施する啓発活動に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する各種の啓発活動を行うよう努めるものとし、そのために必要な事項を市町村国民保護計画<sup>※</sup>に定めるものとする。